

一般社団法人米沢工業会 代議員選挙規程

制定第一版 平成24(2012)年10月6日

改定 平成29(2017)年3月1日(第4条但し書、付表1)

改定 平成30(2018)年3月1日(付表1)

改定 平成31(2019)年3月1日(付表1)

改定 令和2年10月16日(第6条第1項、第7条第1項)

第1条(目的)

代議員の選挙は、一般社団法人米沢工業会定款第6条の各項に定めるところによるほか、本規程によって行なう。

第2条(選挙管理委員)

理事長は、代議員の選挙を公正かつ円滑に推進するため、選挙年度の前年11月末までに選挙管理委員会の委員として、役員、代議員を除く正会員中から2名以上10名以内を委嘱する。

- 2、理事長は委嘱後可及的速やかに選挙管理委員会を開催し、選挙管理委員の互選で選挙管理委員長(以下委員長という)1名を選出する。
- 3、選挙管理委員会は、選挙年度の選挙日程を決定し、ホームページ等に公告する。
- 4、委員長は、選挙管理委員会名での選挙実施通知書、投票用紙及び投票用紙封入用の封筒を正会員宛に送付する。選挙実施通知書には投票期間及び候補者名を明記する。投票用紙には米沢工業会の印を押印する。
- 5、選挙管理委員会は、投票用紙の管理を行う。
- 6、選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに理事長に報告する。
- 7、選挙管理委員会は、当選者の確定後直ちに、理事長と連名で本人に当選の告知を行い、就任を要請する。
- 8、選挙管理委員会は、会員に対し選挙結果を告知するため、会誌・会報等やホームページに当選した代議員名を掲載する。
- 9、選挙管理委員会の責務は、当選した代議員によって開かれる総会前までにすべて完了する。

第3条(選挙区及び選挙事務)

この選挙の選挙区は、「支部に関する規程」に定める支部を選挙区とし、代議員の選出は支部ごとに行う。

- 2、選挙は支部単位で行なうが、候補者の推薦以外の選挙事務の一切は、第2条で選出された本部選挙管理委員会が行なう。本部選挙委員会の事務所は、定款第2条に定める主たる事務所とする。

第4条（定数）

各選挙区の代議員の定数は、付表1によるものとする。

- 2、付表1に示す代議員数は、各支部の会員数に著しく変動があると認められる場合、理事会の決議を経て、定款第6条第2項の規定にもとづいて改定する。但し、割合が1人未満は4捨五入せず1人とする。また、会員数の集計は8月末日とする。

第5条（代議員補欠者）

代議員に欠員が生じた場合に、代議員を補充する者として、代議員補欠者をあらかじめ選任する。

- 2、前項の代議員補欠者の数は、当該選挙区の代議員の定数が5名以内のときは1名、5名を超えるときは2名とする。
- 3、代議員補欠者の任期は次期代議員選挙までとし、その間に代議員の欠員を生じたとは獲得表の多い順に補充する。ただし、その補充者をもって足りないときは、欠員のままとする。
- 4、代議員補欠者が、選挙された選挙地区外に住所を変更したときは、その資格を失う。

第6条（選挙権）

代議員の選挙権者は、選挙が行なわれる前年の8月31日現在に正会員台帳に登録されている正会員全員とする。但し、4月1日から大学院に入学した正会員は選挙権を持つ。

第7条（被選挙権）

選挙が行なわれる前年の8月31日現在の正会員台帳に登録されている会員は、代議員及び代議員補欠者選挙に立候補し、または推薦されて候補者になることができる。但し、4月1日から大学院に入学した正会員は被選挙権を持つ。

- 2、前項の規定にかかわらず、役員は代議員に立候補することはできない。また、代議員が役員になったら代議員の資格を失う。
- 3、代議員は、重任することを妨げない。

第8条（所属選挙区）

選挙人及び被選挙人の所属選挙区は、選挙が行なわれる年の4月1日現在の正会員台帳に記載の住所によって定める。

第9条（候補者）

役員以外の正会員は、代議員選挙に立候補できる。

- 2、代議員へ立候補する者は、2名以上の正会員の推薦を得て、選挙日程の期限までに別に定める様式により候補者の所属する地区の支部に届け出るものとする。
- 3、支部長は、前項の届出のあった候補者を含め、当該選挙区で選挙すべき代議員及び代議員補欠者の数以上の候補者を定め、これを期限までに選挙管理委員会に通知しなければならない。

第11条（選挙の方法）

代議員及び代議員補欠者の選出は、投票により行なう。

- 2、選挙管理委員会は、候補者の所属選挙区、氏名、卒業年月日、卒業学科、勤務先、役職等を記載した名簿を作成し、これを投票用紙とともに有権者に送付する。
- 3、投票は選挙区ごとの選挙人が自分の所属する選挙区内の候補者の中の信任者に印をつけることにより行い、信任票数が多い順に選挙区ごとの代議員定数に達するまでのものをその選挙区の代議員の当選者とし、次点以下代議員補欠者定数に達するまでのものを代議員補欠者の当選者とする。
- 4、代議員及び代議員補欠者の当選者を定めるに当り信任票数が同じであるときは、選挙管理委員1名以上が立会うくじで定める。また、代議員補欠者の当選者で信任票数が同じものがある場合も、選挙管理委員1名以上が立会うくじで第4条第3項に定める補充の優先順位を定める。
- 5、第2項の定めにかかわらず、代議員定数の多い選挙区では、選挙管理委員会は別途簡易的な選挙方法を選択することができる。

第12条（代議員の公示）

選挙管理委員会は、この選挙の結果を理事会に報告するとともにホームページに公示しなければならない。

第13条（代議員選挙の細部）

本規程に定めのない代議員選挙にかかわる細部については、選挙管理委員会で決定する。

第14条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行なう。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1

項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

付表 1 支部選出代議員数(含補欠)

代議員数は 2020/8/31 現在の会員数を元に算出

No	支部名	代議員(補欠)	No	支部名	代議員(補欠)	No	支部名	代議員(補欠)
1	北海道	1 + (1)	2	青 森	1 + (1)	3	岩 手	1 + (1)
4	秋 田	1 + (1)	5	庄 内	1 + (1)	6	山 形	7 + (2)
7	米 沢	6 + (2)	8	宮 城	6 + (2)	9	福 島	4 + (1)
10	新 潟	2 + (1)	11	長 野	1 + (1)	12	茨 城	2 + (1)
13	栃 木	2 + (1)	14	群 馬	1 + (1)	15	埼 玉	3 + (1)
16	東 京	6 + (2)	17	千 葉	3 + (1)	18	神奈川	6 + (2)
19	山 静	2 + (1)	20	北 陸	1 + (1)	21	東 海	4 + (1)
22	関 西	3 + (1)	23	中 国	1 + (1)	24	四 国	1 + (1)
25	九 州	1 + (1)	26	大 学	3 + (1)			

合 計 70 + (31)